

浜松市緑地保全愛護会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市域内において保全すべき貴重な自然環境を守り、緑地保全に対する意識の高揚を図るため、緑地等の愛護活動を行う市民の組織に対し、緑地保全愛護会として認定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 緑地等とは、次の各号の一に該当する土地をいう。
 - ア 都市緑地法(昭和48年9月1日法律第72号)に基づく特別緑地保全地区及び緑地保全地域に指定された土地
 - イ 上記に準ずる、緑豊かな自然環境を有している土地
- (2) 愛護活動とは、次の各号の一に該当する緑地等における行為をいう。
 - ア 貴重動植物の保護や生態系の復元
 - イ 除草や清掃
 - ウ 管理上必要な樹木の剪定や伐採
 - エ 枝や発生材の処理
 - オ 田畑等の里山風景の復元
 - カ 植林
 - キ 自然観察会などの啓発活動
 - ク 階段や柵など管理用施設の維持管理
 - ケ その他市長が必要と認める活動
- (3) 緑地保全愛護会とは、緑地等において、行政と連携し愛護活動を行う市民の組織で、市長が認定したものをいう。

(認定の申請)

第3条 緑地保全愛護会の認定を受けようとする団体は、緑地保全愛護会認定申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて市長に届出なければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の役員名簿
- (3) 愛護活動を行う緑地等の区域を明示する図面
- (4) 緑地保全愛護会活動計画書(第2号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第1項各号に掲げる図書の記載事項に変更が生じたときには、速やかに、市長に届出なければならない。

(愛護会の認定)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、愛護活動として

適正であれば緑地保全愛護会認定通知書（第3号様式）により認定し、当該団体に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は必要な条件を付することができる。

（認定の取消し又は変更）

第5条 市長は、緑地保全愛護会が次の各号の一に該当するときは、認定を取消し又は変更できる。

(1) 団体組織が解散又は愛護活動を休止したとき。

(2) 認定の条件に違反したとき。

（報告）

第6条 緑地保全愛護会は市長に対し、愛護会活動の実施状況等について、1年に1回以上の回数で、緑地保全愛護会活動報告書（第4号様式）を提出するものとする。

（報償金）

第7条 市長は、緑地保全愛護会が行う愛護活動に対し、報償金等を支払わないものとする。

（細目）

第8条 この要綱の施行に際し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月20日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

（氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です）

緑地保全愛護会認定申請書

浜松市緑地保全愛護会設置要綱第3条第1項の規定により、保全すべき貴重な自然環境を守るため、下記の緑地等の愛護活動を行いたく、緑地保全愛護会としての認定を申請します。

記

1 愛護活動を行う緑地等の名称

2 団体名

3 団体の結成年月日

_____年 月 日

第3号様式（第4条関係）

浜都緑第 号
年 月 日

様

浜 松 市 長

緑地保全愛護会認定通知書

年 月 日付で申請のあった緑地保全愛護会認定の申請について浜松市緑地保全愛護会設置要綱第4条の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 愛護活動を行う緑地等の名称

- 2 団体名

- 3 認定の条件

